

国会公契第14号
国官技第324号
国営計第108号
国港総第477号
国港技第73号
国北予第12号
令和6年12月12日

各地方整備局長
副局長
四国地方整備局次長 殿
北海道開発局長

大臣官房長
港湾局長
北海道局長
(公印省略)

「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」の一部改正について

国土交通省直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについては、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成24年6月27日付け国地契第18号、国官技第76号、国営計第38号、国港総第131号、国港技第31号、国北予第16号）において定めているところである。

今般、同通知について下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成24年6月27日付け国地契第18号、国官技第76号、国営計第38号、国港総第131号、国港技第31号、国北予第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2. 地域維持型建設共同企業体の内容 (1)～(5) (略) (6) 結成できる数	2. 地域維持型建設共同企業体の内容 (1)～(5) (略) (6) 結成できる数

一の企業が、地方整備局等ごとに結成し、資格があると認定を受けることができる地域維持型建設共同企業体は、1の組合せによるものとする。ただし、共同企業体が結成する工事種別を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合には、3の組合せまでとすることができるものとする。

※ なお、3（1）により資格認定の申請を受けた地域維持型建設共同企業体の構成員について、異なる組合せの地域維持型建設共同企業体の構成員として契約締結中の工事がある場合にあっては、当該工事と資格認定の対象である工事の工期に重複がないことが明らかとなるときで、部局長等が必要と認める場合には、部局長等は、申請を受けた地域維持型建設共同企業体を資格があると認定しても差し支えないものとする。

(7) (略)

一の企業が、競争参加資格確認申請から入札までの期間において地方整備局等ごとに申請できる地域維持型建設共同企業体の数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が結成する工事種別を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合には、3までとすることができるものとする。

(7) (略)